

施設使用料に係る減免基準 の見直しについて

平成24年3月16日

総務部 財務課

1 減免の現状

半数以上の施設で7割を超える減免が行なわれているなど、
受益者負担の原則から乖離している

一部の施設では、地域住民が使用した場合に使用料を免除するなど、
各施設の減免基準が統一的でない

減免の多くは、団体・組織の育成の観点から、団体等の属性に
応じて行っているが、恒常的な支援となっている

現行の教育委員会減免基準

全
額
免
除

各組織の上部団体等

体育協会、スポーツ少年団登録単位団、文化団体協会、
音楽協会、美術協会、子ども会連合会、
老人クラブ連合会、社会福祉協議会、市内社会福祉法人、
各行政区自治会、PTA連合会、各校PTA ほか

市・行政委員会共催事業

1
/
2
減
額

の団体の下部組織

体育協会加盟団体・単位チーム
文化団体協会加盟団体、音楽協会加盟団体、
連合婦人会加盟団体、社会教育関係団体 ほか

市・行政委員会後援事業

2 - 1 見直しに係る考え方

「受益者負担の原則」の考え方に基づき、施設の利用者からは原則として一定の負担を求める

原則「全額免除」は行わない

新経営戦略プログラムにおいて、使用料の設定が一定（30%）の公費負担を前提に行われた中で、減額を行う場合であっても維持管理経費の半分程度の使用料収入を確保する

**減額率は最大でも30%とする
（次頁参照）**

施設ごとにバラツキのあった考え方を統一する

共通の基準を定める

恒常的な減免を廃止し、財政支援が必要と認められるものに限定する

終期設定・基準の明確化を行う

2 - 2 減免率設定の考え方

施設の維持管理経費 100%

新経営戦略プログラムの使用料設定における基本的な考え方

公共負担 30%
〔市民全体で負担 = 税金〕

使用料〔=利用者負担〕 70%



施設の維持管理経費の半分程度の
使用料収入を確保するには...

公共負担 50%
〔市民全体で負担 = 税金〕

(減免分 20%)

使用料〔=利用者負担〕 50%

使用料 × (減免率) = 公共負担のうち減免分
 $70\% \times (\text{減免率}) = 20\%$
 $(\text{減免率}) = 20\% \div 70\% = 28.57\%$ 30%
使用料の減免率は30%程度に抑える必要あり

3 - 1 あるべき姿の減免基準(基本的事項)

市の施策・方針に合致した、公共性の高い事業や財政支援が必要と認められる非営利団体等に対して減免を行うこととし、次のとおり整理する
(サンキッズカード事業による減免を除き、個人に対する減免は廃止する)

三条市が共催する事業...

全額免除

市が共同して行う事業については、市主催事業と同様に、施設の維持管理経費を全額公費負担する

三条市が後援する事業...

30%減額

市が後援を行う事業については、施設の維持管理経費の約半分を公費負担

団体等に対するもの ...

30%減額

住民福祉の増進や文化・スポーツの振興への寄与等、市の施策に合致した活動を行い、減免による支援が必要と認められる非営利団体等に対し減免する
(詳細を次頁に記載)

3 - 2 あるべき姿の減免基準(団体等に対するもの)

使用料の減免は、実質的に補助金を交付することに等しいため、住民福祉の増進や文化・スポーツの振興への寄与等、市の施策に合致した活動を行い、かつ、減免による財政支援が特に必要と認められる非営利団体等に対して減免することとし、次のとおり整理する

団体の設立支援のために行う減免 ...

30%減額

団体の設立時の負担を軽減し、団体活動の自立を促すため、5年間を限度に30%の減免を行う

公共性が高い団体に対する減免 ...

30%減額

文化・スポーツの振興等を行う下部組織への指導・助言を行うなど、市の施策への貢献度が高いと認められる団体については、30%の減免を行う

(例) 体育協会、スポーツ少年団、文化団体協会、音楽協会、美術協会、子ども会連合会、各行政区自治会、老人クラブ連合会、連合婦人会、ネットワーク三条、PTA連合会 など

4 減免基準の改定案

あるべき姿に向かい、段階的に現状との乖離を解消するため、当分の間の減免基準を、次のとおり整理する。

現在の全額免除団体等(免除及び7割超の減額を含む) ...

70%減額

体育協会、スポーツ少年団登録単位団、文化団体協会、音楽協会、美術協会、子ども会連合会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、市内社会福祉法人、各行政区自治会、PTA連合会、各校PTA ほか

現在の1/2減額団体等(3割超～7割以下の減額を含む) ...

30%減額

体育協会加盟団体・単位チーム、文化団体協会加盟団体、音楽協会加盟団体、連合婦人会加盟団体、社会教育関係団体 ほか